

# 第12回宮城県景観審議会

## 参 考 資 料

○第11回景観審議会以降の手続き，今後のスケジュール	1
○仙南地域広域景観マスタープラン（案）及び 仙南地域広域景観計画（案）（R2.7現在）の主な修正内容	2
○第11回景観審議会以降の計画案への意見	5
1 第11回景観審議会	5
2 住民説明会	7
3 パブリックコメント	9
4 仙南地域2市7町への意見聴取	10
5 都市計画審議会への意見聴取	11
（参考）宮城県都市計画審議会委員名簿	16

令和2年11月  
宮城県景観審議会

## 第11回景観審議会以降の手続き、今後のスケジュール

<令和2年度>

7月10日 第11回宮城県景観審議会

景観法第9条に基づく意見聴取

8月 4日～ 住民説明会（仙南地域全2市7町で延べ10会場）

28日

8月 3日～ パブリックコメント（県HP、県庁・県各合同庁舎）

9月 3日

10月上旬 仙南地域2市7町

10月23日 宮城県都市計画審議会

11月19日 第12回宮城県景観審議会（答申）

・宮城県都市計画審議会の意見を踏まえ、計画最終案を審議いただき確定する。

12月中旬 仙南地域広域景観計画の告示（令和3年7月施行）

12月24日 仙南地域2市7町の景観行政団体移行のための回答書交付式

・交付式は、知事から各市長及び町長へ回答書を手渡し、景観行政の推進の激励などのセレモニーを行う予定。

2月 仙南地域2市7町の景観行政団体への移行完了

<令和3年度>

7月1日 仙南地域広域景観計画の施行（仙南地域2市7町による運用開始）

・周知期間や市町における計画運用のための景観法委任条例の制定が必要なことを考慮し、一定期間を確保した上で、令和3年7月1日から計画を施行する。

仙南地域広域景観マスタープラン（案）及び仙南地域広域景観計画（案）  
（R2.7 現在）の主な修正内容

▼仙南地域広域景観マスタープラン

修正 ページ	修正内容	参考とした意見
1, 37, 48	「蔵王」を「蔵王連峰」に表記を修正するとともに、仙南地域全体を表現する記述として、「蔵王連峰」を「蔵王連峰や阿武隈山地等の山岳及び阿武隈川や白石川等の河川」に修正した。	（前回景観審議会） 蔵王から蔵王連峰へ表記を修正し、仙南地域全体を表現するため蔵王連峰に加え、阿武隈川及び白石川を追記すべきである。
1	<p>序章「1. 計画策定の背景と目的」に、次の下線部を追記した。</p> <p style="text-indent: 2em;">宮城県の南部に位置する仙南地域には、蔵王連峰や阿武隈山地等の山岳及び阿武隈川や白石川等の河川の雄大な自然を中心に魅力的な景観（観光資源）が広がっています。山や川などの大地とともにある景観は、自治体の枠を超えた広がりのある景観であると同時に、“仙南地域らしさ”を支える象徴的な景観でもあります。<u>仙南地域では、このような素晴らしい景観を活かして従来から観光客の誘客に取り組んできており、また、最近では移住やワーケーションなど都市から地方へ人の流れが見直されていることも踏まえると、首都圏からのアクセスも良い仙南地域は観光誘客にとどまらない可能性も有しています。</u></p> <p style="text-indent: 2em;"><u>このような視点を持ち、地域で景観づくりに取り組むことで、居住環境の向上や交流人口の拡大のみならず、関係人口創出にもつながり、ひいては、地域活力の維持や地域産業の振興など、多岐にわたる効果が期待されます。そのためには、仙南地域が一体となって取り組むことが求められ、広域的な観点から景観形成の方向性を共有し、広域的な施策の連携を図ることにより、より効果的に景観づくりを進めることができると考えます。</u></p> <p style="text-indent: 2em;">※景観計画よりもマスタープランに盛り込むべきものと判断した。</p>	（前回景観審議会） 景観計画が地域間競争の武器の一つになり得るので、計画書冒頭でその趣旨を記載すべきである。 （都市計画審議会） 景観形成のメリットについて記述を増やすべきである。
2	序章「3. 本計画の位置づけ」に、次の下線部を追記した。	（前回景観審議会） 計画書冒頭で、住み続けられる

修正 ページ	修正内容	参考とした意見
	<p>景観は、自然環境と人々の営み、歴史文化の積み重ねによって形成されるものであり、景観形成に当たっては、広域的な視点を持って取り組むことが重要です。同時に、景観は地域独自の特性によって形成されるものでもあるため、地域を知り、寄り添い、地元と協働で景観の魅力を認識し、高めていくことも求められます。<u>このような、地域特有の景観の形成は、SDGs に掲げる目標である「住み続けられるまちづくり」に沿うものとして、新・宮城の将来ビジョン（2021～2030）においても推進していくこととしております。</u></p> <p>※景観計画よりもマスタープランに盛り込むべきものと判断した。</p>	<p>まちの観点から SDGs について盛り込むべきである。</p>
4, 5, 72-79, 81, 82	<p>説明図や図形について、強調や関連性を示すための着色を除き、グレースケール（無彩色）を基本とする色使いに修正した。</p> <p>※P.81 は説明図のデザインも修正した。</p>	<p>（前回景観審議会） 使用する色数、図の見やすさを見直すべきである。</p>
51	<p>（3）「育てる」ための基本方針「基本方針6：景観形成のための体制づくりと気運の醸成を図ります」に、県が行っているアドバイザー派遣や先進事例の紹介の取組を追記した。</p>	<p>（前回景観審議会（事務局）） 県の支援の取組について記載を検討する。</p>

#### ▼仙南地域広域景観計画

主な修正 ページ	修正内容	参考とした意見
1-3	<p>本計画の目的、マスタープラン及び市町計画との関係性について、1ページ「（1）計画策定の背景と目的」に説明文を、2ページに説明図を追記した。また、景観形成の取組における本計画策定の位置付けを明らかにするため、3ページに図を追加した（マスタープラン81ページに同じ説明図を掲載）。</p>	<p>（前回景観審議会） 本計画の目的、マスタープラン及び市町計画との関係性を明らかにするため、計画書冒頭で説明すべきである。</p>
1, 5, 13	<p>「蔵王」を「蔵王連峰」に表記を修正するとともに、仙南地域全体を表現する記述として、「蔵王連峰」を「蔵王連峰や阿武隈山地等の山岳及び阿武隈川や白石川等の河川」に修正した。</p>	<p>（前回景観審議会） 蔵王から蔵王連峰へ表記を修正し、仙南地域全体を表現するため蔵王連峰に加え、阿武隈川及び白石川を追記すべきである。</p>
4, 13-15, 19, 27, 35,	<p>説明図や図形について、強調や関連性を示すための着色を除き、グレースケール（無</p>	<p>（前回景観審議会） 使用する色数、図の見やすさを</p>

主な修正 ページ	修正内容	参考とした意見
45, 53, 61, 69, 77, 85, 93, 101, 109	彩色) を基本とする色使いに修正した。	見直すべきである。
18, 26, 34, 43, 44, 52, 60, 68, 76, 84, 92, 100, 108	<p>各地区の「区域設定の考え方」の図面について、次のとおり修正した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観計画区域界をはっきりとさせるため、区域境を示す赤色実線の線幅を太くした。</li> <li>・下図を見えやすくするため、用途地域の着色の彩度を低くした（着色を薄くした）。</li> <li>・文字や着色情報の読み取りに支障とならないよう、規制が掛かっている区域であることを示している格子線は、彩度を抑え、線幅を細くし、線同士の間隔を広げた。</li> </ul>	
15, 19, 27, 35, 45, 53, 61, 69, 77, 85, 93, 101, 109	<p>景観形成方針の3つの柱のひとつである「<u>魅力ある景観の創出</u>」を、「<u>個性を活かす景観の創出</u>」に修正し、併せて、各地区の「(2) 景観形成方針」でも「魅力ある」という表現を極力使用しないよう見直した。</p>	<p>(前回景観審議会)</p> <p>各地区の景観形成方針では、「魅力ある」を使わない表現の方がやるべき点が浮き彫りになる。</p>
76, 78, 84, 86, 115	<p>本計画区域内に地区計画（建築物の用途や形態などをきめ細かく定め良好なまちづくりを図る制度）が5箇所（大河原町・柴田町中心部地区に4件、村田町中心部地区に1件）あるため、区域図（76, 84ページ）に地区計画の区域を表示するとともに、景観形成基準（78ページ, 86ページ）の欄外に、地区計画の区域では、地区計画による景観コントロールが図られ、景観計画の行為の制限が適用されない旨を追記した。加えて、115ページの「(4) 届出の対象外となる主な行為」にも、届出の対象とならないことを追記した。なお、本計画区域内には、建築協定及び緑地協定が締結された地域はない。</p>	<p>(都市計画審議会)</p> <p>地区計画や建築協定、緑地協定など、景観計画によらない規制手段により景観形成を図っている場合には、そのことを明確化すべきである。</p>
115	<p>変更命令の対象となる特定届出対象行為について、前回の案では「届出手続きの流れ」で示していたものを、(2)として新たに項目を設けた。</p>	<p>(事務局による見直し)</p>

※マスタープラン及び広域景観計画ともに、上記のほか文言や体裁の整理を行っています。

## 第 1 1 回景観審議会以降の計画案への意見

### 1 第 1 1 回景観審議会

#### (1) 実施日時

令和 2 年 7 月 1 0 日（金）午後 1 時 3 0 分から 宮城県行政庁舎 4 階 特別会議室

#### (2) 実施結果

景観審議会での委員からの意見及び県の対応方針は以下のとおりである（関連があるものをグループ化している）。

#### ▼仙南地域広域景観マスタープラン

意見の要旨	対応方針
<p><b>【景観形成に取り組む意義について】</b> 首都圏の居住者や企業が、移住や移転を考えると、仙台都市圏は新幹線で 1 時間強の距離のため、有力な候補地である。景観計画が地域間競争の武器の一つになり得るので、計画書冒頭でその趣旨を記載すべきである。</p> <p><b>【SDGs について】</b> 計画書冒頭で、住み続けられるまちの観点から SDGs について盛り込むべきである。</p> <p><b>【計画案の色の使い方について】</b> 使用する色数、図の見やすさを見直すべきである。</p>	<p>マスタープラン 1 ページで、景観形成に取り組むことが、地域住民の居住環境の向上や観光客などの交流人口の拡大のみならず、移住・定住施策やワーケーションなどによる関係人口創出にもつながり、ひいては、地域活力の維持や地域産業への振興など、多岐にわたる効果が期待できることを追記した。</p> <p>新・宮城の将来ビジョン（2021～2030）では、SDGs に掲げる目標である「住み続けられるまちづくり」を進めることにしており、この目標に沿って、地域特有の景観の形成を進めていくことを追記した。</p> <p>説明図や図形について、強調や関連性を示すための着色を除き、グレースケール（無彩色）を基本とする色使いに修正した。</p>

▼仙南地域広域景観計画

意見の要旨	対応方針
<p><b>【本計画の目的、他計画との関係について】</b>            本計画の目的、マスタープラン及び市町計画との関係性を明らかにするため、計画書冒頭で説明すべきである。</p> <p><b>【計画案の色使いについて】</b>            上記マスタープランに同じ。</p> <p><b>【「蔵王」の表記の修正について】</b>            蔵王から蔵王連峰へ表記を修正し、仙南地域全体を表現するため蔵王連峰に加え、阿武隈川及び白石川を追記すべきである。</p> <p><b>【「魅力ある」の使い方について】</b>            各地区の景観形成方針では、「魅力ある」を使わない表現の方がやるべき点が浮き彫りになる。</p>	<p>本計画の目的、マスタープラン及び市町計画との関係性について、1ページに説明文を、2ページに説明図を追記した。また、景観形成の取組における本計画策定の位置付けを明らかにするため、3ページに図を追加した。</p> <p>上記マスタープランに同じ。</p> <p>13ページの(1)の3)について、「蔵王とともに」を「蔵王連峰や阿武隈山地等の山岳及び阿武隈川や白石川等の河川とともに」に修正した。</p> <p>15ページの景観形成方針の3つの柱のひとつである「魅力ある景観の創出」を、「個性を活かす景観の創出」に修正し、併せて、各地区の「(2)景観形成方針」でも「魅力ある」という表現を極力使用しないよう見直した。</p>

## 2 住民説明会

### (1) 実施日時

令和2年8月4日（火）から28日（金）まで（仙南地域全2市7町で延べ10会場）

### (2) 実施結果

計画に反対する意見や修正を求める意見はなく、届出に関する質問や行政の支援を期待する意見が多かった。

住民からの意見及び県の回答は以下のとおりである（関連があるものをグループ化している）。

意見の要旨	回答
<p><b>【行為の制限について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・10m以上の高さの建築物は建築できなくなるのか。</li><li>・計画施行前に建築されている建築物も、届出対象規模以上であれば届出は必要か。</li><li>・太陽光発電設備の設置は届出の対象となるのか。</li><li>・開発行為の届出は、都市計画法に基づく開発行為の許可手続きとは別に必要か。</li><li>・行政が行う届出対象規模以上の行為も届出の対象となるのか。</li><li>・景観形成基準が定性的で捉え方が難しい。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・10m以上の高さの建築物の建築等を行う場合には、届出の対象となり景観形成基準に照らして審査するものであって、10m以上の高さの建築物が全て建築できないとするものではない。審査の結果、不適合になった場合には、景観に配慮した設計の見直しをお願いすることになる。</li><li>・計画施行前の既存建築物には届出義務は生じないが、改築など手を加える場合に届出対象規模に該当すれば、届出が必要となり、景観形成基準に配慮していただくこととなる。</li><li>・届出対象規模に該当すれば届出が必要となり、景観上の配慮を求めることは可能となるが、設置そのものを規制することはできない。</li><li>・それぞれの法令により、それぞれ必要に応じた目的に基づき行われるものであることから、各々の手続きを行う必要がある。</li><li>・行政の行為も対象となるが、届出ではなく通知という扱いになる。</li><li>・今回の景観計画は、仙南地域で景観上周囲から突出した建築物が建築されないように定めたものであって、周りとの調和を求めることから、定性的な基準を設定したものである。</li></ul>



意見の要旨	回答
<p><b>【行政の支援について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景観形成を推進するためには、行政から財政支援が必要である。</li>   <li>・ 住民が集まって地域の景観を議論しても、中々まとまらないと思われるため、行政がリードすべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国では、ハード整備支援事業を設けているので活用いただきたい。県独自の支援制度は、計画運用開始後の状況を踏まえ、市町とともに検討していく。</li> <li>・ 住民と市町が連携した取組を進められるよう、県としても引き続き支援していく。</li> </ul>

### 3 パブリックコメント

(1) 実施日時

令和2年8月3日（月）から9月3日（木）まで（県 HP, 県庁・県各合同庁舎）

(2) 実施結果

1 者から2 件の意見が提出された。

意見及び県の対応方針は以下のとおりである。

意見の要旨	対応方針
届出対象とならない規模に意図的に分割し事業が行われる場合に、景観に支障を及ぼすおそれがあるので、届出対象規模に満たなくても、他案件との調整や配慮が求められるような対応を検討し、明記してほしい。	届出対象とする規模の線引きについては、住民や事業者の方々の負担等も踏まえ設定している。もし、届出が必要な規模であるにも関わらず、届出が不要な規模に分割した行為が確認された場合には、届出していただくよう事業者を指導していく。
県民による監視効果を高めるため、届出に対する適合通知（景観形成基準に合致していることの通知）を出すときには、県民に公表されるべきである。	景観法では、届出対象行為が行為の制限（景観形成基準）に適合する場合、その結果の公表を規定していないことから、公表する必要はないものと考えている。

#### 4 仙南地域2市7町への意見聴取

(1) 実施日時

令和2年10月12日付け都市第568号で市町へ意見照会

(2) 実施結果

これまで丁寧に協議を行ってきたことから、今回の意見聴取では特に意見はなかった。

(参考) これまでの市町との主な協議経過

平成29年度

仙南地域広域景観計画策定協議会 (H29.5, H29.11, H30.2)

平成30年度

仙南地域広域景観計画策定協議会 (H30.6, H31.3)

令和元年度

仙南地域広域景観計画策定協議会 (R1.7, R2.3)

令和2年度

仙南地域広域景観計画策定協議会 (R2.6)

景観法第9条第3項の規定による法定意見聴取 (R2.10)

5 宮城県都市計画審議会への意見聴取

(1) 実施日時

令和2年10月23日（金）午後3時から 宮城県行政庁舎4階 特別会議室

※委員名簿は16ページを参照

(2) 実施結果

宮城県都市計画審議会での委員からの意見及び対応方針は、以下のとおりである（関連があるものをグループ化している）。

意見の要旨	対応方針
<p><b>【仙南地域広域景観計画の対象市町村について】</b></p> <p>①仙南地域と言う場合には、2市7町だけではなく名取市、岩沼市、亶理町、山元町を含める場合もあり、これらの市町を含み区域を広げて更なる広域の景観計画とすることに、県庁内や市町村からの意見、議論はなかったのか。</p>	<p>①今回の仙南地域広域景観計画を策定するに当たり、更に広域の景観計画とすることを求める他の市町村等からの声はなかった。なお、今回の景観計画の対象は、仙南広域都市計画区域の2市6町及び隣接する七ヶ宿町で構成され、実質的に一体の都市圏が形成されている市町を対象とした。これらの仙南の市町は、本計画の策定目的のひとつである観光振興に関して、従来から連携して取り組んでおり、また、蔵王連峰への素晴らしい眺望や街道に由来した歴史文化等の共通した景観資源を共有している。</p>
<p><b>【景観計画区域について】</b></p> <p>①今回の景観計画区域の設定は広すぎると感じたので、区域内に重点地区を設定していくことも、市町計画の段階で検討していただきたい。</p>	<p>①今回の景観計画区域は、仙南地域の中から、蔵王連峰や白石川など「雄大な自然」、牧場や温泉地などの「多様な人々の営み」、さらに街道や宿場町の「歴史・文化」といった景観特性が見られる地域について、地理的なまとまりを踏まえ設定したものである。御指摘の重点地区の設定については、市町が自らの景観計画を策定する際に、取組をより充実させる観点から、市町に対し助言していく。</p>
<p><b>【村田町伝統的建造物群保存地区について】</b></p> <p>①広域景観計画案86ページ欄外では、「村田町伝統的建造物群保存地区以外を対象とする」と記載されているが、県内唯一の伝建</p>	<p>①村田町の伝建地区では、文化財保護法による保全のほか、町による修理・修景の手引きの作成、自動車の通行を制限し歩行者空間を</p>

意見の要旨	対応方針
<p>地区を景観計画ではどのように取扱うのか。</p> <p>②広域的な景観形成には、複数の地域の歴史の物語を踏まえる必要があると思うが、村田町の蔵と紅花の集荷・輸送の歴史には川崎町も関係しており、これら広域の歴史的物語は計画案のどこに記載されているのか。また、紅花に関係する地域を結びつける史実や、山形県との繋がりを表す歴史的な景観は取り上げているのか。</p> <p>広域で景観計画を策定する意義を強調するために、紅花に関係する地域の繋がりをもう少し考えた方がいいのではないか。例えば、村田町の蔵の独特な建築様式を紅花の流通から紐解いていくような記述があってもよいのではないか。</p>	<p>活用したお祭りなど、整備と活用の両面にわたり景観を活かした取組が進められている。</p> <p>景観法では、景観計画区域の中に文化財保護法のように他法令による個別の景観形成が図られている地域がある場合には、その法令に委ねる仕組みとなっている。そのため、本計画では伝建地区の周囲を景観計画区域に指定することによって、市街地や城山公園等の丘陵地も伝建地区と調和した景観形成が図られ、伝建地区の取組との相乗効果により魅力的な地域を創出していくことができると考えている。</p> <p>②広域的観点から仙南地域の景観を保全・形成していく場合には、地域の歴史や文化を踏まえることが重要と認識しており、村田町の蔵と紅花に関する歴史については、マスタープラン20ページに記載している。また、紅花の上方や江戸への輸送路として使われていた笹谷街道に関しては、村田町、川崎町、山形県を結びつける歴史性があることから、マスタープラン21ページで取り上げている。同ページでは、歴史ある街道を示す松並木の景観についても取り上げている。</p>
<p><b>【行為の制限について】</b></p> <p>①届出対象の件数は、建築確認申請の何割を見込んでいるのか。届出対象がなければ、基準はあっても効果がないという危惧がある。</p> <p>②景観形成のための規制手段は、地区計画や建築協定、緑地協定などもあるので、仙南地</p>	<p>①届出対象の件数は、全地区合わせて年間数十件を見込んでいる。本計画は、市町が自らの景観計画を策定するための下地となるものであるため、比較的、緩やかな行為の制限基準にとどめている。</p> <p>②本計画区域内に地区計画が5箇所(大河原町・柴田町中心部地区に4件、村田町中心部</p>

意見の要旨	対応方針
<p>域にどの協定があるか調べた上で、「この地域はこの制度で景観コントロールする」というように記述すると、どのような手法による景観形成なのか、その位置付けが分かりやすいと考える。</p> <p>③緩やかな計画のため仕方がないが、一般的に数値基準が少ないので、もう少し数値基準を盛り込めないのか。</p> <p>④広域景観計画 1 1 5 ページに届出を審査し、不適合の場合は勧告するとあるが、不適合の基準はあるのか。配慮するという基準だけではすべて適合となり、不適合の基準がないことになるので、勧告する場合には明確な基準が必要ではないか。</p>	<p>地区に 1 件) があるため、区域図 (7 6, 8 4 ページ) に地区計画 (建築物の用途や形態などをきめ細かく定め良好なまちづくりを図る制度) の区域を表示するとともに、景観形成基準 (7 8 ページ, 8 6 ページ) の欄外に、地区計画の区域では、地区計画による景観コントロールが図られ、景観計画の行為の制限は適用されない旨を追記した。加えて、1 1 5 ページの「(4) 届出の対象外となる主な行為」にも、届出の対象とならないことを追記した。なお、本計画区域内には、建築協定及び緑地協定が締結された地域はない。</p> <p>③本計画は、緩やかに景観誘導していく計画であり、周りの景観から突出した建築物等について調和を求め規制することを主な目的としており、本計画に厳密な数値基準までを盛り込むことは考えていない。</p> <p>④本計画は、緩やかに景観誘導していく計画であり、不適合や勧告を判断する明確な基準は設けていない。明らかに周囲の景観と不調和な行為である場合には、不適合として指導を行うことを考えている。</p>
<p><b>【仙南市町への支援について】</b></p> <p>①国は、景観計画に関する支援制度をほとんど用意していないので、県が単独費を措置して支援制度を設けるべきと考えるが、県は支援制度についてどう考えているか。</p>	<p>①国では、建築物の修景などにハード整備支援事業を設けており、また、景観計画の策定・変更に必要な経費の補助事業も新設している。県としては、現時点では独自の支援制度を設けることは考えていないが、運用開始後の状況を踏まえ市町とともに検討していく。</p>
<p><b>【住民参加について】</b></p> <p>①住民説明会では、住民の方々からどのような意見が出たか。</p>	<p>①計画に反対する意見や修正を求める意見はなく、届出に関する質問や行政の支援を期待する意見が多くあった。</p>

意見の要旨	対応方針
<p>②広域景観計画3ページの図にあるとおり、住民との協働が3段階目になっているが、1段階遅いと感じる。2段階目にある市町が自ら景観計画策定する際には、策定前から住民との協働に取り組むなど、より早期に住民との関わりを持つべきである。</p> <p>③地域で景観形成を進めていくためには、住民の方々に関心を持っていただき、自分たちのこととして捉えていただくことが大切で、主体的な役割は活動団体が担うことが理想的である。</p> <p>④市町が自らの景観計画を策定する際には、県の景観アドバイザー制度なども活用し、住民活動を活発化する施策の記述について検討していただきたい。</p>	<p>②御指摘のとおり、その地域らしさを感じられる景観形成を進めるためには、住民意見の把握や整理が必要と認識していることから、早い段階で住民の方々との関わりを持ち進められるよう、市町と協力して取り組んでいく。</p> <p>③御指摘のとおり、住民の方々に御理解をいただき、関心を持って景観形成に参加いただくことが重要と考えており、今後展開していく住民参加のワークショップなどを通じて、地域の景観形成の気運を高めていく。</p> <p>④景観アドバイザー制度のほか、ワークショップなども効果的と考えるので、市町が自らの景観計画を策定する際には、住民活動を活発化させる施策についても、記述を検討するよう助言していく。</p>
<p><b>【空き家対策について】</b></p> <p>①空き家が景観上の課題として取り上げられることがあるが、活用すべき空き家もあると考えており、本計画では古民家の活用についてどう考えているのか。</p>	<p>①本計画の対象地域では、空き家が景観上の直接的な課題となっているとは伺っていないため、計画案には記載していない。景観まちづくりの観点から利活用すべき古民家などの空き家については、市町が自らの景観計画を策定する際に位置づけることも助言していく。</p>
<p><b>【県内市町村の景観行政の促進について】</b></p> <p>①県内の景観行政団体の割合は全国平均を大きく下回っているため、県の主体的な取組には期待しているが、県北や沿岸部でも同様に広域景観計画を策定する考えはあるのか。もし、県北や沿岸部で広域景観計画を策定しない場合には、全県的にどのように取り組んでいくのか。</p>	<p>①県としては、住民に身近な市町村が景観行政団体となり、景観まちづくりに取り組んでいただきたいと考えている。今回、9市町で構成される仙南地域では、県内の中でも広域景観の形成の手法が効果的と考えられたことから、市町と連携して広域景観計画の策定に取り組んできたところである。</p> <p>今後は、このような手法によらず、個別の市町村に対し、景観アドバイザーの派遣のほ</p>

意見の要旨	対応方針
	<p>か、地域住民との協働や観光に活かしている先進事例の紹介などを継続して行い、景観行政団体への移行を市町村に促していく。</p>
<p><b>【景観形成に取り組むメリットについて】</b></p> <p>①－（１） 景観が整った街並みをつくり上げていくことで、その地域の多くの業種に恩恵があると思われるが、経済的メリットに繋がることを強調していかなければ、地域住民や産業界に受け入れてもらえない。このため、経済的メリットや地域産業の振興に関する記述を増やすべきである。</p> <p>①－（２） 景観形成がもたらす経済的メリットを、今後の県の活性化にどう繋げていくか考える必要があるが、人口減少対策や過疎対策のためにも、届出されたものを審査するだけでなく、市町の考えをかたちにして観光の拠点化を図ることも必要である。</p> <p>①－（３） 本計画策定の発端は、国の観光立国戦略として美しい景観形成を進めることにあると記憶している。このため、計画策定の周知とともに、計画の目的のひとつである「県としてインバウンドを呼び込み、交流人口を拡大していくこと」をしっかりと打ち出してほしい。</p> <p>②県庁内の他部署との横の連携を取り、景観を守りながら観光にどう活かして行くか考える必要がある。</p>	<p>①－（１）～（３）の御意見を踏まえ、本参考資料２ページで記載したとおり、計画案を修正した。</p> <p>②御指摘のとおり、景観まちづくりの取組を観光に活かしていくことが重要であるため、本計画策定に当たっては、県の地方機関として総合的な地域振興の役割を担う大河原地方振興事務所も参画の上、取り組んできた。また、本庁の観光部署に対しても、本計画を機に景観まちづくりを進め、観光振興に活かしていきたい旨を説明しており、今後も連携を深めていく。</p>



# 宮城県都市計画審議会委員名簿

(R2.10.26)

条例区分	委員名	役職等	専門	備考
条例第2条第1項第1号 (学識経験者10名)	あるたき まこと 阿留多伎 真人	尚綱学院大学総合人間科学系教授	都市計画	
	いとう けいこ 伊藤 恵子	株式会社はなやか代表取締役	農業	
	うちだ みほ 内田 美穂	東北工業大学工学部教授	環境	
	おのだ やすあき 小野田 泰明	東北大学大学院工学研究科教授	建築	
	さとう みさ 佐藤 美砂	弁護士	法律	
	しみず たづこ 志水 田鶴子	仙台白百合女子大学准教授	社会福祉	
	ちば たくお 千葉 琢夫	宮城県住宅供給公社常務理事	地方行政	
	ふなびき としあき 舟引 敏明	宮城大学事業構想学群教授	都市計画	会長
	やまだ りえ 山田 理恵	東北電子産業株式会社代表取締役社長	経済	
	よしだ あきら 吉田 朗	東北芸術工科大学教授	交通	
条例第2条第1項第2号 (関係行政機関4名)	うちだ ゆきお 内田 幸雄	農林水産省東北農政局長		
	かめやま しゅういち 亀山 秀一	国土交通省東北運輸局長		
	うめの しゅういち 梅野 修一	国土交通省東北地方整備局長		
	ちの けいたろう 千野 啓太郎	宮城県警察本部長		
条例第2条第1項第3号 (市町村長2名)	いとう やすし 伊藤 康志	宮城県市長会会長(大崎市長)		
	さとう じん 佐藤 仁	宮城県町村会会長(南三陸町長)		
条例第2条第1項第4号 (県議会議員2名)	たかはし しゅうや 高橋 宗也	宮城県議会議員		
	ささき こうえつ 佐々木 功悦	宮城県議会議員		
条例第2条第1項第5号 (市町村議会の議長2名)	すずき ゆうじ 鈴木 勇治	宮城県市議会議長会会長(仙台市議会議長)		
	おおはし しょうたろう 大橋 昭太郎	宮城県町村議会議長会会長(美里町議会議長)		
条例第3条第2項 (専門委員1名)	みつばやし ひろゆき 三林 宏幸	東日本旅客鉄道株式会社仙台支社長	専門委員	